

千葉県立関宿高等学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義およびいじめ問題に対する本校の基本理念

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条1項に規定されているものをいう。
＜いじめ防止対策推進法第2条1項＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題に対する本校の基本理念

いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。重大な人権侵害であり、人として許されない行為である。本校では、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全職員が一丸となっていじめ防止等の取り組みを行う。

2. 学校いじめ対策組織

(1) 名称

「いじめ防止対策チーム」とする。

(2) 構成

① 日常的業務についての協議

教頭 特別指導委員会（生徒指導主事・学年主任・生徒指導部員）
「いじめ防止対策チーム」事務担当教諭 特別支援教育相談委員会代表
同和教育部代表 養護教諭

② いじめに係る情報があった場合の緊急会議

校長 教頭 特別指導委員会（生徒指導主事・学年主任・生徒指導部員・担任）
「いじめ防止対策チーム」事務担当教諭
その他必要に応じて特別支援教育相談委員会代表 同和教育部代表
養護教諭 部活動顧問 スクールカウンセラーなど

(3) 役割

責務を果たすために次のように取り組む。

① 「いじめ防止基本方針」をもとにした年間計画を作成し、推し進める。

②いじめ相談・通報の窓口を明確にする。

相談窓口として、学校内においては担任、「いじめ防止対策チーム」の教員、または当該生徒が話しやすい教員、学校外では「子どもと親のサポートセンター」、野田警察署生活安全課、千葉県警察少年センター(柏市)など。

③いじめの疑いに関わる情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録共有を行う。

④いじめの疑いに係る情報があった場合、(ア)迅速な情報収集(イ)関係生徒への事情聴取(ウ)指導や支援の方針決定及び教員・保護者との連携など対応を組織的に実施する。

3. いじめの未然防止

(1) 生徒・保護者への啓発活動を推進する。

(2) 学校全体でいじめ・暴力のない環境づくりを心掛ける。

①生徒の存在感・意志決定・自己肯定感をはぐくみ、自立心・自律心を確立させ、授業についてすべての生徒が参加できるという意味での「わかる授業」を展開する。

②自分の意見が表現でき、意志決定ができるような機会を設けられるような授業・生徒会活動をはじめとした生徒の自主的な活動を推進する。

③「道徳の時間」「サイバー犯罪対策教室」などでも「いじめ」について取り扱う。

④生徒への過度なストレス・精神的圧迫(過度の競争意識・勝利至上主義的な指導等)は、他の生徒へストレスが向いてしまうおそれがあるので十分留意し教育活動を行う。

⑤教員の不適切な発言や体罰など、いじめを助長するような言動は控える。

4. いじめの早期発見

(1) 計画的・定期的(年3回)にいじめ調査(アンケート)を実施する。

①アンケートの実施方法を考慮する。

・原則記名とするが、記名したくない生徒は無記名とする。

・被害生徒への配慮を優先した方法・時期の選択

・ウェブ上での「いじめ」も含む内容とする

②生徒・保護者に対する面談・調査を実施する。

・いじめの兆候・認知に心掛ける。

・学校と生徒、保護者の連絡・連携の強化に努める。

(2) いじめ調査の結果を踏まえ、次のように対応する。

①被害生徒、被害生徒の保護者へ「いじめ」について掌握したこと、加害生徒の特徴などを提供する。

②加害生徒、加害生徒の保護者へも「いじめ」の事実を通知する。

③知り得た情報や「いじめ」への取組等すべてを報告する。

- (3) アンケートや面談以外に休み時間、昼休み等生徒の活動や変化を見逃さない教職員の組織を機能させ、強化する。

5. いじめの相談・通報

(1) 相談・通報窓口

①学校内

担任、「いじめ防止対策チーム」の教員、当該生徒が話しやすい教員

②学校外

子供と親のサポートセンター 043-207-6028

野田警察署生活安全課 04-7125-0110

千葉県警察少年センター 043-201-1308

柏児童相談所 04-7134-4152

(2) 相談・通報の体制が整っていることを周知する。

- ・いじめについて相談する勇気をもつこと、いじめられていることを恥ずかしいと思わせないように指導する。
- ・いじめを見て聞いて通報することは適切な行為であることを指導する。

6. いじめを認知した場合の対応

(1) いじめ事案に対しては、組織体制、報告連絡体制などを基に事態への対応をする。

＜連絡報告体制＞発見者→担任→学年主任→生徒指導主事（「いじめ防止対策チーム」）→教頭→校長

(2) いじめ被害者の生命・人権・心情を最大限考慮する。

被害生徒には、いじめの継続や二次的被害（精神的圧力・報復）が無いように事情の聴取に際して細心の配慮を行う。被害生徒にはスクールカウンセラーの活用など安心して通学できるよう配慮・ケアを十分行う。

(3) 保護者へも、被害生徒を守ること（生命・人権・心情）を最大限考慮する旨を連絡する。

(4) 事情聴取時は、「いじめ防止対策チーム」として対応する。

(5) 被害生徒への事情聴取においても生命・人権・心情を配慮する。

(6) 加害者・周辺生徒の聴取においても十分配慮する。被害生徒・情報提供者に二次的被害（精神的圧力・報復）が無いように留意する。

(7) 事情聴取の時間や事情聴取の方法などに配慮する。

事情の聴取については、聴取者は複数名であたり、長時間の過酷な聴取にならぬよう配慮を行う。また、定期的な休憩や食事時間の確保、脅迫や暴力による自白の強要などを一切禁止する。

(8) 記録の保存に心がける。また記録の管理に留意する。

(9) 必要である場合には、保護者にも情報提供を求める。

(10) 「いじめ」事案について、事情を聴取し、「いじめ」について認知した時は、いじめ被害生徒及び保護者、いじめ加害生徒及び保護者双方に事実説明を行う。

なお、説明に際しては十分に配慮した形で実施する。

- (11) いじめ加害生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われると認知する場合は、被害生徒を含めた他の生徒の安全上、警察に通報・連絡し早期の連携を含めた対応をとる。

7. 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは「法」に定めたものである。

いじめの態様	刑 罰
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法第208条 暴行 刑法第204条 傷害
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。	刑法第208条 暴行
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法第233条 強要 刑法第176条 強制わいせつ (左記の態様で、13歳以上に暴行・脅迫を用いてわいせつな行為を、13歳未満にわいせつな行為をしたもの)
金品をたかられる	刑法第249条 恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法第235条 窃盗 刑法第261条 器物損壊等
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	刑法第222条 脅迫 刑法第230条 名誉毀損 刑法第231条 侮辱
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	刑法第222条 脅迫 刑法第230条 名誉毀損 刑法第231条 侮辱
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律 第7条	

- (2) 重大事態とは、いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき、また、いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるケースを言う。

- (3) 重大事態の発生時の連絡体制は下記の通りとし、迅速に行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課

- (4) 緊急時には、臨機応変に対応することもある。
- (5) 必要であると判断した場合は、警察への連絡・通報を行う。
 - 04-7125-0110 野田警察署
 - 04-7198-0177 野田警察署 二川交番
 - (傷害等人命に関係する場合は110番通報)
- (6) 重大事態においては、初動対応と迅速性が重要である。

8. 指導

- (1) いじめ加害生徒には、校内の規定に従って指導する。
- (2) 加害生徒についての指導は、校内の規定に従って行うが、被害生徒の安全確保の観点や学校の秩序維持等の観点から場合によっては懲戒（退学・停学等）処分もあり得る。ただし、すべて厳しい指導で対応するものでなく弾力的に対応する。
- (3) いじめの被害者・加害者の両面からだけでなく、はやし立てたり面白がったりするいわゆる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても必要であれば指導の対象とする。
- (4) 被害生徒にはスクールカウンセラーの活用など、安心して通学できるよう配慮・ケアを十分に行う。

9. 講評・点検・評価

- (1) 公表
 - 学校いじめ防止基本方針は、本校のサイトで公表する。
- (2) 点検
 - 学校いじめ基本方針は、教職員・生徒等から幅広く意見を聴取しながら、見直しを行う。
- (3) 評価
 - 毎年、いじめ問題への取組に関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。また毎年、いじめ問題への取組を保護者、生徒、教職員で評価する。